

諮問実施機関：滋賀県教育委員会

諮問日：平成22年4月16日（諮問第7号）

答申日：平成23年3月30日（答申第7号）

事件名： の平成22年度滋賀県公立学校教員採用選考試験に係る保有個人情報一部開示決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対し行った保有個人情報の一部を不開示とする決定において、その不開示とした部分の一部については、別表の審議会の判断のとおり判断を変更すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、平成21年12月28日付けで、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成22年度滋賀県公立学校教員採用選考試験にかかる

- （1）一般教養、教職教養、専門教科・科目の解答例
- （2）採点済みの答案用紙（一次試験および二次試験）
- （3）面接・指導実技・実技の評価シート
- （4）詳細な評価シート
- （5）総合得点と順位（一次試験および二次試験）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する保有個人情報として、平成22年度滋賀県公立学校教員採用試験にかかる

- （1）専門教科・科目答案用紙と素点、小論文と素点、子どもとの体験レポートと素点
- （2）集団面接、個人面接、指導実技、体力運動実技の評価表
- （3）一次選考と二次選考の各試験の点数
- （4）一次選考と二次選考の総合得点と順位

を特定した上で、条例第19条第1項の規定に基づき、平成22年1月18日付けで（1）については、各素点の不開示、小論文については不存在、（2）については、評価内容の不開示、（3）については、不開示、（4）については開示、さらに審査請求人がその（1）において請求を行った一般教養、教職教養、専門教科・科目の解答例については、

保有個人情報ではないとした決定を行い、同日付けで審査請求人に対し通知を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分のうち、不開示とした「一般教養、教職教養、専門教科・科目の解答例」、「専門教科・科目答案用紙の素点、小論文と素点、子どもとの体験レポートの素点」、「集団面接、個人面接、指導実技、体力運動実技の評価表」（評価部分）「一次選考と二次選考の各試験の点数」に係る処分を不服として滋賀県教育委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分における不開示処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書、意見書および口頭意見による審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 今回の不開示処分は、条例の「目的」（第1条）や「実施機関の責務」（第3条）が示す、「個人情報の適正な取扱いの確保」や「保有個人情報の開示」に関する権利、また実施機関の「個人情報に関し必要な施策を講ずる」責務からいえば、請求人の開示請求権を著しく侵害している。
- (2) 「各試験の解答用紙および評価表の得点や評価にかかる部分を開示すると非公開としている選考基準や各試験の配点を類推することができる可能性があり、選考に関する事務の公正または円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあるため」（条例第15条第7号）としているが、この「おそれ」はきわめて抽象的な説明であり、具体性に欠ける。条例本来の趣旨や、全国動向から見ても不当な処分である。
- (3) 「集団面接、個人面接、指導実技、体力運動実技の評価表」の評価内容について
ア) 集団面接、個人面接および指導実技において、面接員等が記録した評価内容は、面接官の個人情報として、開示請求者以外の個人情報（条例第15条第2号）により不開示としているが、受験者の合否判定につながっている以上、受験者個人の情報である。
イ) さらに、開示することにより、「面接員等がありのままに記録することができない可能性がある」（条例第15条第7号）ことを不開示の理由としているが、採用選考という事業の重要性から、そもそも当該記録は慎重かつ公正に行われるべきもので、開示することによりありのままに記録できないのは、面接員等や実施機関の評価能力、資質の問題であり、「可能性」を何らの実証なしに不開示の理由とする姿

勢には疑問をいだかざるを得ない。

ウ)「集団面接、個人面接、指導実技、体力運動実技の評価表」の評価項目ごとの評価内容について、これらを開示すると、受験者は自己の評価内容をもとに、事前に評価項目ごとに反復練習を行い、評価項目ごとの評価を意識した対応をすることが可能となり、面接本来の目的である人物の全体像の正確な把握が困難になったり、受験技術のみに拘泥し結果的に受験技術に長けたものが有利になったりすることを理由としているが、選考試験において不合格となった者が、自分の資質のどこに問題があるのかを知りたいのは当然の要求である。このことは、次回の受験の準備のみならず、自己研鑽、教員としての資質を高めることにつながる。さらに、開示の有無に関わらず、受験生の多くは、市販の問題集や予備校等において問題を分析し反復練習を繰り返している。受験者が試験に備えて自己研鑽に励もうとするのは当然である。

(4) 小論文について

誤廃棄をもって不開示理由としているが、選考の正確さや公正さを実証できる情報の早期廃棄は考えられない。

(5) 選考基準について

選考基準は、今回請求してはならず、あくまで個人の情報として試験結果の開示請求を行っている。開示の結果、仮に選考基準が類推できたとしても、実施機関で対処すべきである。さらに言えば、現在、選考基準を開示している他の都道府県において、何ら支障が生じていない事実と、全国的な動向を踏まえて、公正かつ公平な採用選考事業を行うにあたって、情報公開・情報開示を推進していくべきであって、平成16年3月26日付け滋賀県情報公開審査会答申を不開示の理由としていることについては、過去の答申によっていることは全国的な開示の動向から非常に残念である。

第4 諮問実施機関の説明要旨

不開示理由説明書および口頭説明による諮問実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 実施機関の決定は適切である。

(2) 専門教科・科目などの答案用紙の素点を開示すると、現在非公開情報となっている選考基準が類推できるおそれがあることから不開示とした。選考基準を公にすると、受験生が、評価ウエイトの高い試験項目の受験対策に拘泥し、受験対策技術の優れた者が有利となることが予想され、本来求める人材を的確に選別することが困難になるおそれがあり、選考試験の実施の目的を達成できなくなる(条例第15条第7号)。このことについては、滋賀県情報公開審査会答申第23号(平成16年3月26日)において認められている。

さらに、審査請求人は、平成21年12月の文科省文書(「平成22年度教員採用等の改

善にかかる取組事例」文部科学省初等中等教育局教職員課)に基づき、全国的な動向から開示を求めるが、近畿府県の状況も含め、本県が著しく遅れている状況にはない。

- (3) 集団面接、個人面接、指導実技、体力運動実技の評価内容については、
- ア) 集団面接、個人面接、指導実技の評価表に記載された評価内容は、面接員等が受験者に抱いた心証等を記録したものであり、面接員等の個人情報であり、開示請求者の本人の個人情報とはいえない(条例第15条第2号)。
 - イ) さらに、これらの評価内容を開示することになると、今後、面接員等が面接等を行う中で記録をする際、開示されることを意識するあまり、受験者から受ける印象や特徴等をありのままに記録することが困難となる可能性があり、次年度以降の採用試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(条例第15条第7号)。
 - ウ) 仮に集団面接、個人面接の評価内容が開示されると、受験者が自己の評価内容をもとに、事前に評価項目ごとに反復練習を行い、評価項目ごとの評価を意識した対応をすることが可能となり、本来の面接試験等の実施目的を阻害するものであり、本県の目指している人物重視の選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(条例第15条第7号)。さらに指導実技および体力運動実技においても、同様に評価項目ごとの評価内容を開示すると、自己の評価内容をもとにした反復練習を行うことが可能となり、受験技術の向上のみに拘泥し、結果的に受験技術に長けた者が有利になるなど、指導実技等の試験の目的を失い、次年度以降の採用試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(条例第15条第7号)。
- (4) 選考試験の一次選考と二次選考の各試験の点数については、これらを開示すると、各試験項目の配点比重が把握できることから、受験対策として配点比重の高い試験項目に重点を置くことにより、結果として高得点を得ることが可能となる。したがって、配点比重の低い試験項目が軽視されるおそれは拭いきれず、結果として総合能力に優れた人物の採用が難しくなるおそれがあり、真に教員としてふさわしい人材の確保が、困難になると考えられる。また、評価の客観的なものと裁量的なものとのウエイトの有り様などを巡って様々な議論を生んだり、その当否を巡って混乱が生じることが予想される。(条例第15条第7号)
- (5) 小論文については、誤廃棄により不存在のため、不開示とした。
- (6) 一般教養、教職教養、専門教科・科目の解答例については、保有個人情報ではない。

第5 審議会の判断

審議会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例は、個人の権利利益を保護することを目的に、第1条および第13条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障するこ

ととしている。一方、第15条では、開示の例外として実施機関が開示しないことのできる個人情報を制限的に列挙しており、当該情報が第15条各号のいずれかに該当している場合を除き、請求のあった個人情報を開示しなければならないと規定している。

条例で定めている開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、条例では、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較考量する必要がある。

このような観点から、以下判断する。

(2) 「専門教科・科目答案用紙の素点、小論文の素点、子どもとの体験レポートの素点」の条例第15条第7号該当性について

条例第15条第7号該当性の判断基準

条例第15条第7号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とするものである。そして、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する利益等の侵害の蓋然性が要求されると解される。

条例第15条第7号該当性について

審査請求人の請求している「専門教科・科目答案用紙の素点、小論文の素点、子どもとの体験レポートの素点」については、今回、誤廃棄を理由に不開示としている小論文を除き、実施機関は、当該素点を開示すると、現在非公開情報としている各試験項目の配点や評価などの選考基準の類推につながる可能性があるとして主張し、そのため不開示としている。

この選考基準については、これを公にすると、受験生が、評価ウエイトの高い試験項目の受験対策に拘泥し、受験対策技術の優れた者が有利となることが予想され、本来求める人材を的確に選別することが困難になるおそれがあり、選考試験の実施の目的を達成できなくなるため不開示としている。さらに、このことについては、滋賀県情報公開審査会答申第23号(平成16年3月26日)で認められていると主張する。

答案用紙の素点の開示から選考基準の類推が可能かどうかについてであるが、諮問実施機関の説明によれば、現在開示している総評(点数)や、公表している一次、二次選考試験での筆記試験等と面接試験との比重である6対4および4対6といった情報から、各試験項目の配点割合などの選考基準が類推できるとするが、具体的な事例の説明を受けたものの、実際に類推することは、困難であるといわざるを得

ない。

さらに、選考基準については、先般、滋賀県情報公開審査会は、『平成23年2月25日付け答申第50号「平成22年度および平成21年度滋賀県公立学校教員採用選考試験に係る、面接（集団・個人）判定基準・小論文判定基準・総合判定基準等」に対する公文書一部公開決定に対する審査請求（平成22年6月30日（諮問第56号））」において、平成15年度試験の選考基準を非公開とした実施機関の決定を妥当とする判断を行った同審査会答申第23号（平成16年3月26日）について、その後現在に至るまでの間の諸情勢の変化や、選考基準を公開することによる現時点における支障の実質性、おそれの法的保護に値する蓋然性をあらためて検討した結果、選考基準を公開すべきとして、その判断を変更した。

本審議会においても、教員採用選考試験の選考基準および試験結果の公表状況の検討等を行ってきたところであるが、上記情報公開審査会答申第50号の判断を妥当とし、選考基準については公開を前提として判断するものである。よって、答案用紙の素点を開示することにより、仮に選考基準が類推されたとしても、実施機関が主張する選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないものであり、このことは、答案の素点の開示理由とはならない。

なお、子どもとの体験レポートの素点については、開示対象文書に不開示部分はなく、その記載は見受けられなかった。

（3）集団面接、個人面接、指導実技および体力運動実技評価表の評価内容について
条例第15条第2号該当性について

実施機関は、集団面接・個人面接・指導実技評価表の評価内容は、面接員等が面接等を行う中で受験者に対して抱いた心証等を記録した情報であり、開示請求者本人の情報でない、面接員等の個人情報と主張する。

しかしながら、面接等の評価内容は、氏名を伏せた複数の面接員等の行った評価をまとめたものであって、個人識別性はなく、さらに、受験生本人の評価情報であって、これを面接員等の心証等であるから、受験者本人の個人情報ではないとする実施機関の主張は失当である。

条例第15条第7号該当性について

条例第15条第7号の解釈は、先に述べたとおり、「事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する利益等の侵害の蓋然性が要求されると解されるところである。

ア) 実施機関は、今回、選考試験の集団面接、個人面接、指導実技の評価表に記載された評価内容が開示されることになると、今後、面接員等が、面接等を行

う中で記録する際、開示されることを意識するあまり、受験者から受ける印象や特徴等をありのままに記録することが困難となる可能性があり、次年度以降の採用試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

諮問実施機関の説明によれば面接等は複数名で行われ、その氏名の公表はなされていない。実際に面接評価表等の記載内容を見ると、数値を記載する部分（印を付ける部分と、直接数字を記載する部分）と、面接員等が心証を記述した部分がある。この場合において、実施機関の主張するような、開示を前提とした場合に面接員等がそのままに記録することが困難になるかどうかの判断であるが、審議会としては、評価表内の数字による評価部分については、これが開示されたとしても、面接員等にとっての心理的な負担は、その責任において受忍すべき程度であり、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすものではないと判断する。

一方、面接員等の心証を記述した部分については、ごく限られた時間の中で、評価の基礎となる事実や意見等を簡潔に記載することが求められるもので、仮にこれを開示した場合に、率直な記載が困難になる等、実施機関による今後の試験事務の適正な遂行に実質的な支障が及ぶ蓋然性も否定できない。したがって、この点については、実施機関の不開示決定は妥当である。

イ) さらに、実施機関は、「仮に集団面接や個人面接の評価項目ごとの評価内容が開示されることになれば、受験者は自己の評価内容をもとに、事前に評価項目ごとに反復練習を行い、評価項目ごとの評価を意識した対応をすることが可能となり、面接本来の目的である人物の全体像の正確な把握が困難になる。このことは、面接試験そのものの実施の目的を阻害するものであり、本県の目指している人物重視の選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」と主張する。

この点については、面接等の特別な環境の中で、受験者が実際に評価項目ごとの評価を意識した対応をすることはかなり困難なことであり、実施機関によれば、受験生がこのことを意識するあまり、不自然ともとれる態度、発言を惹起する例も見受けられるとのことであったが、そのようなことも含めて面接員等には人物像を正確に把握する責務と資質が求められるものと判断するところであって、実施機関のいう人物全体像の把握が困難になること、ひいては面接試験の実施、選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて、その具体性や、法的保護に値する利益等の侵害の蓋然性は伺えない。よって、この主張も不開示理由としては当たらない。

また、実施機関は、指導実技および体力運動実技についても同様に、評価項目ごとの評価内容が開示されることになれば、受験者は自己の評価内容をもとに、事前に評価項目ごとに反復練習を行うことが可能となり、受験技術のみに

拘泥し、結果的に受験技術に長けた者が有利になるなど、指導実技等の試験の目的を失い、次年度以降の選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとするが、この主張についても、その支障の具体性や、おそれの法的保護に値する利益等の侵害の蓋然性は尙えず、不開示理由には当たらない。

(4) 「選考試験の一次選考と二次選考の各試験の点数について」

実施機関においては、これらを開示すると、各試験項目の配点比重が把握できるとし、受験対策につながり、真に教員としてふさわしい人材の確保が困難になる等述べるが、(2)答案用紙の素点の開示と同様、各試験項目の点数から配点比重など選考基準を類推することは困難といわざるを得ないし、仮に選考基準が類推されたとしても、実施機関が主張する選考試験の適正な遂行に支障を及ぼす実質的なおそれはないものであり、このことは、不開示理由とはならない。

(5) 「小論文」について

実施機関によると、小論文については、誤廃棄により存在せず、不存在を理由として不開示としている。この誤廃棄については、報道機関にも取り上げられ、その事実について確認をしたところであり、不開示の判断は妥当とするが、審議会としては、実施機関による個人情報の適正管理への一層の留意を求めるところである。

(6) 「一般教養、教職教養、専門教科・科目の解答例」について

条例第2条第2号に規定する保有個人情報ではないため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(7) その他

実施機関においては、集団面接評価表、特別支援学校教員第二次選考集計表、一次判定資料(県立学校)および二次判定資料(県立)の各資料内の審査請求人の個人情報の開示において、他の受験者の個人情報を、条例第15条第2号に該当するとして不開示としているが、開示請求の対象外としての扱いが妥当である。

第6 まとめ

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものとする。

第7 審議会の処理経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議した。

年 月 日	審 議 の 内 容
-------	-----------

平成22年 4 月16日	・教育委員会から諮問を受けた。
平成22年 5 月31日	・教育委員会から理由説明書の提出を受けた。
平成22年 6 月24日	・審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成22年 8 月25日 (第57回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成22年10月15日 (第58回審議会)	・審査請求人から審査請求理由等について意見聴取を行った。 ・教育委員会から保有個人情報一部開示決定理由等について口頭説明を受けた。
平成22年12月17日 (第59回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成23年 1 月26日 (第60回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成23年 2 月 8 日 (第61回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成23年 3 月 8 日 (第62回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成23年 3 月25日 (第63回審議会)	・答申案の審議を行った。

審査請求人による開示請求項目	特定された保有個人情報に記載された公文書	不開示部分	実施機関の判断			審議会の判断				判断の根拠 (答申の該当部分)	
			不開示条項			不開示条項			結論		部分開示のうち 開示部分
			2号	7号		2号	7号				
一般教養、教職教養、専門教科・科目の解答例	一般教養・教職教養解答例	1 解答例			*1			*1	不開示		第5(6)
採点済みの答案用紙(一次試験及び二次試験)	専門教科・科目答案用紙(特別支援学校)	2 素点							開示		第5(2)
	小論文	3 小論文および素点			不存在			不存在	不開示		第5(5)
	子どもとの体験レポート	4 素点							*2		第5(2)
面接・指導実技・実技の評価シート	集団面接評価票	5 評価内容							一部開示	数字以外の評価記述のある部分以外	第5(3)
	個人面接評価票	6 評価内容							一部開示	数字以外の評価記述のある部分以外	第5(3)
	指導実技評価票	7 評価内容							一部開示	数字以外の評価記述のある部分以外	第5(3)
	特別支援学校教員第二次選考集計表(体力運動実技)	8 各項目点数							開示		第5(3)
詳細な評価シート	一次判定資料(県立学校)特別支援 二次判定資料(県立)[特別支援学校]	9 試験項目ごとの点数・評価							開示		第5(4)

* 1 不開示情報1の不開示理由は、保有個人情報ではないため。

* 2 不開示情報3の対象公文書には、不開示部分がなく、実施機関の主張は相当ではない。